

分析結果報告書

2020年10月23日 発行

上富良野町長 向山 富夫 殿

2020年10月06日 (10:50) 付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名

旧東中ごみ埋立地

試料名

浸出水上流

エア・ウォーター北海道株式会社

環境分析

〒062-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条5丁目1-7



記

分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	基 準 (参考)
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
有機燐化合物	mg/L	0.1未満	1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
シアン化合物	mg/L	0.1未満	1以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満	0.06以下
ベンゼン	mg/L	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
クロム含有量	mg/L	0.05未満	2以下
水素イオン濃度 (pH)	—	7.4 (19.9℃)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.0未満	60以下
大腸菌群数	個/cu	2	3000以下
溶存酸素	mg/L	9.5	—
鉄含有量	mg/L	1.0	—

備 考

- ※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。
- ※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回することを示しております。
「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。

濃度計量証明書

環濃第水-2010159号
2020年10月23日 発行
発行番号ー 2

上富良野町長 向山 富夫 殿

2020年10月06日 (10:50) 付 採取 の試料についての計量結果を、下記の通り証明いたします。

施設名

旧東中ごみ埋立地

試料名

浸出水上流

エア・ウォーター北海道株式会社

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西1丁目1番1号

計量証明事業所 北海道知事登録 第603号

〒062-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-7

TEL 011-850-5230

環境計量士（濃度関係） 多羽田 譲

登録番号 第4842号

記

計 量 項 目	計量 単位	計 量 結 果
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず(0.0005未満)
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満
有機燐化合物	mg/L	0.1未満
六価クロム化合物	mg/L	0.05未満
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満
シアン化合物	mg/L	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満

計 量 方 法
アルキル水銀化合物： 昭和46年環告59付表3 ガスクロマトグラフ-ECD法 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物： 昭和46年環告59付表2 還元気化原子吸光法 カドミウム及びその化合物： JIS K0102 55.4 ICP質量分析法 鉛及びその化合物： JIS K0102 54.4 ICP質量分析法 有機燐化合物： 昭和49環告64付表1 ガスクロマトグラフ-FPD法 六価クロム化合物： JIS K0102 65.2.5 ICP質量分析法 砒素及びその化合物： JIS K0102 61.4 ICP質量分析法 シアン化合物： JIS K0102 38.2 吸光度法 ポリ塩化ビフェニル(PCB)： 昭和46年環告59付表4 ガスクロマトグラフ-ECD法 トリクロロエチレン： テトラクロロエチレン： ジクロロメタン： JIS K0125 5.2 ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法

備 考

天候：－ 気温：17℃ 水温：－℃

「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回ることを示しております。

「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。

記

計 量 項 目	計量 単位	計 量 結 果
四塩化炭素	mg/L	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満
ベンゼン	mg/L	0.01未満
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満
クロム含有量	mg/L	0.05未満
水素イオン濃度(pH)	—	7.4(19.9℃)
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.0未満
大腸菌群数	個/cm ³	2
溶存酸素	mg/L	9.5
鉄含有量	mg/L	1.0
		以 下 余 白

計 量 方 法
四塩化炭素： 1,2-ジクロロエタン： 1,1-ジクロロエチレン： シス-1,2-ジクロロエチレン： 1,1,1-トリクロロエタン： 1,1,2-トリクロロエタン： ベンゼン： JIS K0125 5.2 ヘッドスペース・ガス chromatography 質量分析法 セレン及びその化合物： JIS K0102 67.4 ICP質量分析法 クロム含有量： JIS K0102 65.1.5 ICP質量分析法 水素イオン濃度(pH)： JIS K0102 12.1 ガラス電極法 生物化学的酸素要求量(BOD)： JIS K0102 21, 32.3 隔膜電極法 大腸菌群数： S37厚生建設省令1号 定型的集落数平均値法 溶存酸素： JIS K0102 32.1 よう素滴定法 鉄含有量： JIS K0102 57.2 フレイム原子吸光法

備 考

「大腸菌群数」は計量法第107条の計量対象外項目です。
 「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。

分析結果報告書

2020年10月23日 発行

上富良野町長 向山 富夫 殿

2020年10月06日 (10:30) 付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名

旧東中ごみ埋立地

試料名

浸出水下流

エア・ウォーター北海道株式会社

環境分析

〒062-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条5丁目1-7



記

分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	基準 (参考)
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
有機燐化合物	mg/L	0.1未満	1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
シアン化合物	mg/L	0.1未満	1以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満	0.06以下
ベンゼン	mg/L	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
クロム含有量	mg/L	0.05未満	2以下
水素イオン濃度 (pH)	—	7.5 (19.7℃)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.0未満	60以下
大腸菌群数	個/cm ³	検出されず	3000以下
溶存酸素	mg/L	10	—
鉄含有量	mg/L	0.1未満	—

備 考

- ※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。
- ※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回することを示しております。「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。

濃度計量証明書

環濃第 水-2010160 号
2020年10月23日 発行
発行番号ー 2

上富良野町長 向山 富夫 殿

2020年10月06日 (10:30) 付 採取 の試料についての計量結果を、下記の通り証明いたします。

施設名

旧東中ごみ埋立地

試料名

浸出水下流

エア・ウォーター北海道株式会社

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西1丁目5番1号

計量証明事業所 北海道知事登録 第603号

〒062-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-7

TEL 011-850-5230

環境計量士（濃度関係） 多羽田 譲

登録番号 第4842号

記

計 量 項 目	計量 単位	計 量 結 果
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず(0.0005未満)
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満
有機燐化合物	mg/L	0.1未満
六価クロム化合物	mg/L	0.05未満
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満
シアン化合物	mg/L	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満

計 量 方 法
アルキル水銀化合物： 昭和46年環告59付表3 ガスクロマトグラフ-ECD法 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物： 昭和46年環告59付表2 還元酸化原子吸光法 カドミウム及びその化合物： JIS K0102 55.4 ICP質量分析法 鉛及びその化合物： JIS K0102 54.4 ICP質量分析法 有機燐化合物： 昭和49環告64付表1 ガスクロマトグラフ-FPD法 六価クロム化合物： JIS K0102 65.2.5 ICP質量分析法 砒素及びその化合物： JIS K0102 61.4 ICP質量分析法 シアン化合物： JIS K0102 38.2 吸光光度法 ポリ塩化ビフェニル(PCB)： 昭和46年環告59付表4 ガスクロマトグラフ-ECD法 トリクロロエチレン： テトラクロロエチレン： ジクロロメタン： JIS K0125 5.2 ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法

備 考

天候：－ 気温：17℃ 水温：－℃

「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量限界を下回することを示しております。

「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。

記

計 量 項 目	計量 単位	計 量 結 果
四塩化炭素	mg/L	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満
ベンゼン	mg/L	0.01未満
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満
クロム含有量	mg/L	0.05未満
水素イオン濃度(pH)	—	7.5(19.7℃)
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.0未満
大腸菌群数	個/cm ³	検出されず
溶存酸素	mg/L	10
鉄含有量	mg/L	0.1未満
		以 下 余 白

計 量 方 法
四塩化炭素： 1,2-ジクロロエタン： 1,1-ジクロロエチレン： シス-1,2-ジクロロエチレン： 1,1,1-トリクロロエタン： 1,1,2-トリクロロエタン： ベンゼン： JIS K0125 5.2 ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法 セレン及びその化合物： JIS K0102 67.4 ICP質量分析法 クロム含有量： JIS K0102 65.1.5 ICP質量分析法 水素イオン濃度(pH)： JIS K0102 12.1 ガラス電極法 生物化学的酸素要求量(BOD)： JIS K0102 21, 32.3 隔膜電極法 大腸菌群数： S37厚生建設省令1号 定型的集落数平均値法 溶存酸素： JIS K0102 32.1 よう素滴定法 鉄含有量： JIS K0102 57.2 フレイム原子吸光法

備 考

「大腸菌群数」は計量法第107条の計量対象外項目です。
「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。